社会福祉法人

金ケ崎町社会福祉協議会会長様

住 所 保護者氏名 印

金ケ崎・三ケ尻・北部・西・永岡 学童保育所利用料の減免申請書 ※該当する箇所に○をして下さい。

学童保育所利用料の減免を受けたいので、社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会学童 保育所運営規程第 11 条の規定に基づき下記のとおり申請します。

	1 生活保護世帯					
減免区分	2 ひとり親世帯					
(いずれかに○印)	3 2人以上の児童が利用する世帯					
証明する書類	1 生活保護受給証明書の写し					
(上記1又は2の場合)	2 児童扶養手当証書写し又は、児童扶養手当認定通知書の写し					
	児童氏名	学年 減免前利用料	(月額) 減免割合			
	ふりがな		·함I			
学童入所希望児童			割			
(全員記入)	ふりがな		44			
			割			
	ふりがな		割			
	<計算>	- 2 /12 u 11	213,132			
	生保	円×10割(全員) =	: 円			
	ひとり親	円× 5割 (1人目) =	円			
減免額(月額)		円× 5割(2人目)=	円			
		円× 5割(3人目)=	円			
	2人以上 1人目	円(児童名)			
	□ 2 人目	円×5割=	円			
	3人目	円×5割=	円			
		合計減免額(月額)	円			

※太枠内は記入しないでください。

学童保育所利用料と減免措置についてのお知らせ

金ケ崎町社会福祉協議会では、子育て支援を目的として町内の学童保育所の利用料に減免措置を設けております。

1 減免対象者

- (1) 生活保護世帯
- (2) ひとり親世帯
- (3)2人以上の児童が利用する世帯

2 減免区分と内容

区 分	減免内容
生活保護世帯	児童の人数にかかわらず、利用料を全額減免
ひとり親世帯	利用児童の人数にかかわらず、利用料を5割減免
2人以上の児童が利用する世帯	一番低い利用料の 1 人分を除く 2 人目以降のすべて
(ひとり親世帯除く)	の児童の利用料を 5 割減免

- (注) 2人以上の児童が利用する世帯において、一番低い利用料に該当する児童が2人以上いる場合は、当該児童のうち、いずれか1人の利用料を一番低い利用料とみなします。
- (注) ひとり親世帯の認定は最新の児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当認定通知書の写 しによる。なお、所得制限など町から指定が停止されている場合は減免の対象となりま せん。

3 利用料

区 分	利用料
1年生、2年生	6,800(月額)
3年生、4年生	5,800(月額)
5年生、6年生	4, 600 (月額)

4 申請

減免措置を受けるためには、減免区分に基づきあらかじめ申請してください。(事後不可) なお、減免申請内容に異動がある場合は、その都度変更申請してください。(事後不可)

記入日 令和 〇 年 〇 月 〇 日

社会福祉法人

金ケ崎町社会福祉協議会会長様

住 所 金ケ崎町西根南羽沢 51-3保護者氏名 金ケ崎 太郎 印

金ケ崎・三ケ尻・北部・西・永岡 学童保育所利用料の減免申請書 ※該当箇所に○をして下さい。

学童保育所利用料の減免を受けたいので、社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会学童 保育所運営規程第 11 条の規定に基づき下記のとおり申請します。

	1 生活保護世帯					
減免区分	② ひとり親世帯					
(いずれかに○印)	3 2人以上の児童が利用する世帯					
証明する書類	1 生活保護受給証明書の写し					
(上記1又は2の場合)	② 児童扶養手当証書写し又は、児童扶養手当認定通知書の写し					
	児童氏名	学年	減免前利用料(月額)	減免割合		
W 45 7 55 8 48 10 45	ふりがな かねがさき いちろう 金ケ崎 一郎	-	6,800円	割		
学童入所希望児童 (全員記入)	ふりがな			割		
	ふりがな			割		
	生保世帯 ・ ひとり親世帯 ・2 人以上利用児童					
	<計算>					
減免額(月額)	・生保	円×10割(全員) =		円		
	・ひとり親	円× 5割(1人目)=		円		
		円× 5割(2人目)=		円		
		円×	5割(2人目)=	円		
	・2人以上 1人目	P	円(児童名)		
	√2 人目	円>	〈5割= 円			
	3人目	円>	〈5割= 円			
		合計》	咸免額(月額)	円		

※太枠内は記入しないでください。